

防地防（事）第130号  
30 . 3 . 30

各地方防衛局長 殿

事務次官  
(公印省略)

住宅防音工事に係る補助金等の交付の決定をする場合に付する条件について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成30年度以降の予算に係る補助について適用し、平成29年度までの予算に係る補助（平成30年度以降に繰越しされたものについては除く。）については、なお従前の例によることとされたので通達する。

なお、補助金等の交付決定に際し付すべき条件の追加について（施本第1427号(CFS)。平成19年8月30日）及び補助金等の交付決定に際し付すべき条件の特例について（施本第1428号(CFS)。平成19年8月30日）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長

- 1 住宅防音工事に係る補助金等の交付の決定をする場合においては、補助金等の交付の決定をする場合に付する条件について（防地協（事）第128号。30.3.30。以下「交付決定条件通達」という。）別紙の第1項各号に定めるもののほか、より一層補助事業等の公正かつ適切な執行を確保するという観点から、次に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
  - (2) 請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
  - (3) 請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。
  
- 2 住宅防音工事に係る補助金等の交付の決定をする場合においては、交付決定条件通達の規定にかかわらず、交付決定条件通達の別紙の第1項第2号の規定中「のうち、単位数あたりの取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のもの」の部分、同項第6号及び第7号の規定は適用しないものとする。